

平成24年(行ウ)第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原 告 大 石 光 伸 外265名

被 告 国 外1名

準備書面(20)

被告日本原電の経理的基礎に関わる準備書面2

敦賀原発2号機が運転不可能となったことによる経理的基礎の再検証

2014年(平成26年)12月18日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 河合弘之
外

もくじ

第1 はじめに・・・敦賀原発2号機が運転できなくなったという事実	4
第2 この1年半で確定した事実と安全性を担保する経理的基礎の再検証	6
1. 敦賀2号機の廃炉決定および電力料収入減	8
2. 経産省「廃炉会計制度」の改変	9
3. 2014年3月期決算の検証と特徴	12
(1) 背景 経産省・電力会社による被告日本原電に対する経費削減要求	12
(2) 22%の経費削減努力の実態は職員の給与削減	12
(3) 「修繕費」の大幅カット	13
(4) 「原子力損害賠償金負担金」の負担増	13
(5) 「核燃料」547億円の転売、現金化	14
(6) 有価証券の大量売却と、「雑口投資」332億円増	14
(7) 短期借入は1,050億円に膨れあがり、2015年4月24日再び一括弁済が迫っている	15
(8) いまだに説明のない「日本原燃再処理前払金」	15
(9) キャッシュフロー 財務活動で2013年4月の資金危機乗り切りに集中....	17
第3 今後の限られた経営判断と被告日本原電の経営見通し	19
1. 被告日本原電の今後の経営においての限られた選択肢	19
2. 被告日本原電の廃炉決断の有無と基本料収入の見通し	20
3. 廃炉にかかる費用の試算	22
(1) 「廃止措置資産」の減価償却費継続と「発電用資産」の一括減損	22
(2) 解体費用	24
(3) 使用済核燃料の処理にかかる引当金の処理	25
4. 財務的対策	25

(1) 加工中核燃料の転売	25
(2) 財務上の政策方針	26
5. 経営の見通し	27
1) 敦賀廃炉決断をするしないで、経営対策も行わない場合（別紙表5）	27
2) 廃炉申請して基本料収入を得ながら廃炉措置をする場合（別紙表6）	27
6. 東海第二原発運転の経理的可能性はあるか？	27
(1) 東海第二原発新規制基準適合のための工事資金額はどれが本当なのか	28
(2) 東海第二原発を運転しようとする場合の経営の試算（別紙表7）	28
(3) 規制委員会のみならず本訴においても資金計画が証明されなければ、技術基準を満たせると判断されるべきではない	29
(4) 経営上の結論・・・原子力発電所を運転する経理的基礎はない	30

第1 はじめに・・・敦賀原発2号機が運転できなくなったという事実

2014年11月19日、原子力規制委員会「敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」は、被告日本原電の敦賀原発2号機敷地内の破碎帯を「将来活動する可能性のある断層である」という判断をあらためて示し、原子力規制委員会に報告した。これをもって、設置許可基準規則3条により敦賀原発2号機は再稼働できないことが確実となった。

東海第二原発の経理的基礎について「準備書面（2）」で原告らが主張した「予定された事象」のいちばん大きな事象が確定したこととなる。

敦賀原発2号機が稼働できなくなったことが確定したことは、被告日本原電の経営財務に決定的な影響を及ぼす。

原告らは「準備書面（2）」において、「1. 被告日本原電は経営危機に直面しており、収益性・安全性・健全性において事業の継続性は困難である。」「2. 経営の困難性は使用済核燃料の処理や廃炉費用など原子力発電そのものが持つ構造的問題であり、被告日本原電において「原発の経済性の破綻」が象徴的に顕在化したものであること」「3. このような経理的基礎状態において、被告日本原電が災害の防止に必要な十分な経理的基礎があるとは言えず、周辺住民の生命・身体の安全という人格権を保障する条件に欠けている」ことを具体的な事実をもって示し、「4. 国民・電気利用者による日本原電の収入負担が継続しており、早期の経営判断、早期の判決を求める」ことを主張した。

これらの具体的な事実に基づく主張に対し、被告日本原電は1年間にわたって反論せず、求釈明にも回答してこなかった。法廷で「ならば原告の主張を認めたことか」と問うてもあいまいな返事しかしていない。

他方、原告らが「準備書面（2）」を提出して（2013年6月27日）以後の1年半で、被告日本原電の第56期（2013年3月期）および第57期（2014年3月期）の「有価証券報告書」が公開された。2013年10月、被告国・経産省によって廃炉に関する会計制度が改変された。そして2014年5月20日、被告日本原電は原子力規制委員会に再稼働申請をおこない、基準適合するための変更工事に要する資金は430億円と申請した。

原告らの「準備書面（2）」以後に明らかになった事柄を再検証し、そもそも経営を維持する経理的基礎を持たないという主張を補充するため本準備書面を提出する。

なお、12月2日付けの裁判所「争点整理」（案）では、【請求3】「人格権に基づく差止め」の争点において「事故防止の対策のための経理的基礎」ならびに「重大事故発生時の損害補填のための経理的基礎」はB分類（被告らの反論未了）となっているが、後者の重大事故発生時の損害額の見積りと経理的基礎があるかの主張は別途準備する予定である。

第2 この1年半で確定した事実と安全性を担保する経理的基礎の再検証

「準備書面（2）」において、被告日本原電の経理的基礎に大きな影響を与える「予定された事象」として挙げた事項は次の5項目である。

1. 2016年までに国民負担は6,000億円を超える。
2. 敦賀発電所2号機は運転再開できず、廃炉処理を迫られる。
3. 敦賀発電所1号機は予定通り2016年で廃炉とする。
4. これらに伴い基本料収入は根拠を失う。
5. 人件費は予定通り20%削減をはかる。

こうした事情の中、被告日本原電の経営は危機に瀕しており、到底東海第二原発の事故防止対策をおこなえる経理的基礎のないことを主張し、もって結果的に周辺住民の人格権を侵害する蓋然性が高いことを主張した。

原告らが「準備書面（2）」において提出を求めた経営資料は以下の通りである。

1. 被告日本原電と電力5社との「電力需給に関する基本協定及び電力需給契約書」
2. フィルター付ベント装置の設置総額見積書、防潮堤建設総工費見積書およびその資金調達計画書
3. ケーブル不燃化対策費、系統分離に要する対策費用見積書とその資金調達計画書
4. 日本原燃(株)に対する「前払金」が計上されている資産科目と内訳明細ならびにその返済有無の事実
5. 廃炉費用を担保する、被告日本原電と電力各社の「廃炉にかかる

「基本協定」書

6. 東海発電所の「除却仮勘定」における東京電力らの廃炉費用分担

しかしながら、被告日本原電からは1年半に及ぶも、一切の開示がなされないまま現在に至っている。被告日本原電は、経営の危機に瀕している自社の現状を明らかにしたくないので、原告らの求めに一切応じようとしないのである。

他方、この1年半で良くも悪くも「確定した事実」または「新たな事実」が発生している。それは次の通りである。

1. 冒頭述べた通り、2014年11月19日原子力規制委員会有識者会議が被告日本原電敦賀原発2号機直下の破碎帯は活断層であるとの最終評価を下し、敦賀2号機の再稼働は事実上困難となった。
2. 2013年3月期（第56期）および2014年3月期（第57期）「有価証券報告書」が明らかにされ、収入額や経費、および財務状況があきらかになった。
3. 2012年3月期から2014年3月期までの3期で、国民が電気料金に上乗せされて被告日本原電の電力料収入に出したお金は4,200億円に達した。事実上、国民・電気利用者の負担で被告日本原電は経営を維持している。2016年までには6,000億円に及ぶと予想される。
4. 2013年10月1日、被告国・経産省は、省令によって廃炉に関する会計制度を改変した。
5. 2014年5月20日、被告日本原電は原子力規制委員会に変更許可申請（再稼働申請）を行った。申請書「添付書類三」において「変更の工事に要する資金の額および調達計画」を示し、資金は約430億円、その調達は自己資金及び借入金より調達する計画として申請した。なお、2013年4月に周辺自治

体に提出した 2013 年度事業計画ではフィルター付きベント装置ならびに防潮堤の建設総額は 500 億円とされた。茨城県への報告では新規制基準に適合する投資額は 780 億円とされた。

以下、上記のように公開された有価証券報告書、被告日本原電の東海第二原発の再稼働申請書、及びその他の新たな事実にもとづき「準備書面（2）」の主張を補充する。

1. 敦賀 2 号機の廃炉決定および電力料収入減

原告らが「準備書面（2）」で明らかにした通り、経産省は各電力会社の電気料金に被告日本原電への基本料を原価算入することを認めたが、「敦賀発電所については・・・原子力規制委員会の有識者会議において、敦賀発電所敷地内破碎帯の評価が行われているところであるが、現時点で原子力規制委員会としての最終的な結論は出されていない」として、敦賀原発 2 号機への基本料原価算入を承認した。

今回、原子力規制委員会が最終結論を出した以上、経産省は敦賀 2 号機にかかる「費用の総額」の基本料原価算入を認めることは許されない。

もし、被告日本原電が敦賀 2 号機の廃炉を正式決定する場合は、次に述べる国の変更会計制度にもとづいて経理処理した場合のみ、その廃止措置資産の減価償却費のみ基本料原価算入が是認される。

あわせて敦賀 1 号機（1970 年営業運転開始）は来年 3 月で 45 年を迎えて再稼働の見通しはたたず、経産省の通知に従って 2015 年 7 月には正式判断せざるを得ない。基本料収入への原価算入の可否は敦賀 2 号機と同様である。

従って、被告日本原電が自身で敦賀原発 2 号機ならびに 1 号機の廃炉決定をしないならば、電力料収入は 2015 年度以降 520 億円程度に減少せざるを得ない。廃炉決定をおこなって国の支援策である会計基準の変更にもとづく処理をおこなう場合にはこれに減価償却費と解体費の費用分約 100～200 億円の加算が認められる。人件費等その他の経費の原価算入は定かでない。

今回の敦賀原発 2 号機ならびに 1 号機の廃炉決断は、被告日本原電の収入源、すなわち経理的基礎を左右する決定的な事情となる。

2. 経産省「廃炉会計制度」の改変

日本の原子力発電はすでに半世紀を経て終末期に入った。その終末期に老朽原発の福島第一原発が地震・津波で脆くも災禍を引き起こした。これを契機に原発の「寿命」と「廃炉」という問題が現実のものとして認識されるようになり、使用済み核燃料の処分問題とともに廃炉費用の負担問題は、原子力発電の「トータルコスト」ならびにその企業会計上の経理処理問題、経営問題として急浮上することとなった。運転終了後 20～30 年かかる「廃炉」の企業会計制度の問題が俄に表面化することとなった。

原告らが「準備書面（2）」（2013 年 6 月）を提出した時点において、すでに資源エネルギー庁「廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ」で原発の廃炉に関わる料金・会計制度改変の議論が始まっていたが、まだ結論が出ていなかったことから、廃炉が想定される敦賀 2 号機（2014 年）、敦賀 1 号機（2016 年）の設備除却損および廃炉引当金不足を現行（当時）会計基準にもとづいて、2015 年 3 月期に敦賀 2 号機廃止措置分 1,013 億円、2017 年 3 月期に敦賀 1 号機廃止措置分 251 億円を「一括特別損失」で計上し、もって 2017 年 3 月期決算ま

でに累積欠損は 2,000 億円を超える、利益を生まないばかりか費用のかかる不良資産を抱えたまま債務超過となると試算した。

3ヶ月後の 2013 年 10 月 1 日、被告国・経産省はこれまでの原発推進のために発電コストを隠蔽してきた原発会計制度を総括することなく、今更ながらに「原子炉規制法にもとづき、建設、運転から廃止措置までを完遂するまでが一貫した電気事業であり、運転終了後も長期にわたる原子炉の廃止措置が着実に行われることが原子力発電で電気の供給を行うための大前提」「バックフィットを求める新規制基準の導入等により早期に廃炉となる場合は簿価を一括減損すると長期にわたって廃止措置を行う電力会社の財務基盤が毀損され円滑かつ安全な廃止措置に支障が生じる」として、電気事業会計規則を改変した。

これによって原発の廃炉後に残った資産は例外的に一括償却しなくてもよいこととし、「廃止措置資産」（廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な資産）は資産性がなくてもなお減価償却を継続できることにし、その減価償却費は電気料金に転嫁できるようにした。また、「解体引当金」を発電実績から定額法に変更し、引当期間も運転期間 40 年に安全貯蔵期間 10 年を加えた 50 年を原則的な引当期間とした。

これは企業会計原則から逸脱し、国策として原子力事業だけを例外的に優遇し、企業の自己責任をとらせない会計処理規則の改変と批判されたが、事実この改変は東京電力福島第一原発事故炉の安定状態維持・継続費を経常経費に含ませて電気料金に転嫁できるようにするためでもあり、また 5 号機・6 号機の「廃炉を決断させるため」の東京電力支援策となつた。

こうして被告日本原電においてもまた敦賀 2 号、1 号の設備除却損ならびに廃炉引当金不足を一括計上しなくてもよいこととなつた。

これによって一括減損処理による欠損は間延びされ廃炉に伴う廃止措置資産の減価償却費は電気料金原価に算定できることとなった。解体引当金の不足額も廃炉後10年の「安全貯蔵期間」で不足を解消すればよいこととなった。

経産省による重要な会計制度変更は事実上被告日本原電への経営支援策、延命策としても機能することとなった。

上記、廃止措置資産の原価償却費や解体引当金とは別に、廃炉プロセスにおける人件費等を料金原価に含めることができるか否かについては、東京電力福島第一原発事故炉の「安定化対策費」を料金原価に含めることを認めており、資源エネルギー庁の整理でも「安定状態維持に係る費用を料金原価に含める」とは、通常の原子力発電所においても、発電所の停止後から廃炉開始までの間の安定状態維持に要する経常経費が電気料金に含まれる」とする見解が示されている。しかし、では具体的に東電ではなく、被告日本原電の原子炉の停止後から廃炉に至る廃止措置工程（系統除染、安全貯蔵、解体撤去）の安全対策費が具体的にどのように見積もられ、それが基本料金にどこまで転嫁できるかどうかはまだ定かでない。

事の善し悪しは別として、被告日本原電は、帳簿上の会計において一括巨額欠損計上は免れた。しかし、実質的な廃炉費用がかからなくなったわけではなく、利益を生まない莫大な不良資産をかかえ、かつ廃炉費用のキャッシュを用意しなければならない事は何ら変わるものでなく、被告日本原電の資金繰り・資金調達能力が限界に来ている以上、直ちに経営破綻することは免れたものの、財務構造上の荷重は変わらない。原子力発電単体モデル会社として「原発の不採算性」をそのモデル（パイオニア）として証明する運命を背負わざるを得ない。

い。

こうした事情の下で、そもそも東海第二原発の再稼働ができるのか、事故防止対策などできるのか、安全性を保つための維持管理ができるのか、さらに詳しく検討する。

3. 2014年3月期決算の検証と特徴

まずは、2014年3月期決算を検証する。

まず別紙表1の損益計算書より

(1) 背景 経産省・電力会社による被告日本原電に対する経費削減要求

経産省による被告日本原電に対する経費削減方針は、「東京電力の関連会社であり、総合特別事業計画策定後に退任した取締役が役員を務めている以上、人件費については東京電力のコスト削減並に原価から削減すること」「日本原電は関西電力の関連会社であり役員の人的関係から人件費は東京電力、関西電力のコスト削減並に原価から減額、その他の一般管理費は10%削減すべきである」(供給約款変更認可申請に係る査定方針)とした。

また、東京電力は筆頭株主として、関西電力らは被告日本原電の銀行借入金1,000億円の債務保証の継続と引き替えに20%の経費削減を要求していた。

(2) 22%の経費削減努力の実態は職員の給与削減

被告日本原電はこれらを受けて経費削減努力を行い、2014年3月期の電力料収入268億円減に対応して経常費用は21.7%、332億円の経費削減を行った。

しかし、その内容は、人件費20億円の削減(13%)で、職員給与で16億円減、パートさんらの雑給で1億7千万円減。他方外部業務委託は65億円増となり人

材流出と自社管理能力喪失を示している。経産省から指摘されていた役員給与の削減は1億1千万円にすぎない。従業員数と年収の3年間の推移は以下の通りである。2013年度には104名を整理し、社員の平均給与はこの3年間で16%減となっている。

	2011年	2012年	2013年
従業員数	1,367人	1,380人	1,276人
平均年収	637万円	583万円	538万円

(3) 「修繕費」の大幅カット

特記すべき点は、2008年度以来、震災前後でも変わらず毎年320～400億円かかっていた老朽原発の「修繕費」を突如282億円（70%削減）も削減し115億円で済ませていることである。

これでは十分な経理的基礎をもって人的にも設備的にも安全性が維持確保できるとは到底言えない。

(4) 「原子力損害賠償金負担金」の負担増

他方、各電力会社に負担を義務づけられた原子力損害賠償支援機構への一般負担金は35億円増えて85億円となった。これは福島第一原発の廃炉費用も加算され、増え続ける損害賠償対応費用の負担として増額されたが、現在の総括原価方式で「費用」と認められ、結局電気料金の原価に追加加算されている。こうして家庭の電気料金も値上がりを続け、原発事故の賠償も国民負担で行われている。

こうなると、原子力発電の不採算性はもう明らかであり、「発電コストが安い」と言う主張はまったくの虚妄である。すでに原子力発電の採算性は破綻しており、被告日本原電が再び東海第二原発を稼働させて原子力発電で利益を生み出

して補填しようとしても困難である。

つづいて別紙表 2 の貸借対照表を検討する

(5) 「核燃料」 547 億円の転売， 現金化

2014 年 3 月期決算の資産科目でもっとも特徴的なことは「加工中等核燃料」（前期残高 1,457 億円）のうち 547 億円分を売却して現金化している。これによる加工中燃料売却損 47 億円が特別損失に計上されており、差額 500 億円を現金化したと思われる。前年 2013 年の 78 億円の核燃料売却でも「異例の売却」と言わされたが、今期はこれまでの 1,500 億円前後の核燃料保有額の三分の一近い核燃料を転売している（被告日本原電「第 57 期有価証券報告書」P84）。

敦賀原発 2 号機の廃炉をすでに 2013 年度内に決断していてそれを見越して核燃料を売却・購入契約解除したのか、それとも資金繰りが逼迫して当座の燃料を売らざるを得なかったのかはわからない。

加工中燃料資産があとどれだけ売却できるのかは被告日本原電のキャッシュ能力にかかわることから大変重要である。2013 年度売却後の加工中等核燃料資産残高は 979 億円である。

(6) 有価証券の大量売却と、「雑口投資」 332 億円増

他方、被告日本原電は、保有していた他社のコマーシャルペーパー 210 億円、投資信託 125 億円、計 335 億円の短期投資の有価証券を売却して現金化している。核燃料売却益とあわせて合計 835 億円の現金化である。

この現金 835 億円はどこへ行ったか。「雑口」長期投資が 449 億円から 781 億円へと跳ね上がっている。1 年で 332 億円もの投資が「雑口投資」となるのも不

可解だが、どこに投資したのか明らかにされていない。

(7) 短期借入は 1,050 億円に膨れあがり、2015 年 4 月 24 日再び一括弁済が迫っている

被告日本原電の貸借対照においての特徴は、昨年の資金危機だった長期借入の信用がすでに限界で、銀行から長期借入を断られて電力各社の債務保証でよう短期で 1,040 億円を借りて危機をしのいだ点である。しかしこの短期借入は 1 年後の 2015 年 4 月 24 日に再び一括弁済が迫っている。加えて長期借入金 317 億円のうち 2015 年度中に 46 億円を返済しなければならない。かくして 2015 年中に 1,050 億円の返済資金を用意するか、電力 4 社（関電・東北・中部・北陸）の債務保証を再度取り付けることとなるが、各電力会社も経営的余力はなく、債務保証が得られなければいっさに破産する。債務保証する側も破産前に保全できなければ銀行に剥がされるだけで、みずほ銀行ほか 12 行の 750 億円、日本政策投資銀行 290 億円の回収をめぐって争奪戦が広げられることとなる。

(8) いまだに説明のない「日本原燃再処理前払金」

ところで、東京電力の会計処理においては「核燃料」資産の中に、日本原燃株式会社（以下、「日本原燃」という。）の資金不足を補うために支払われた再処理前払金 2,107 億円が含まれて資産計上されていた。だが、被告日本原電の核燃料資産の中に日本原燃への再処理前払金 400 億円が含まれている様子はない。長期前払費用の推移を見てもその中に含まれてはいないようだ（2014.3 月残高 158 億円）。

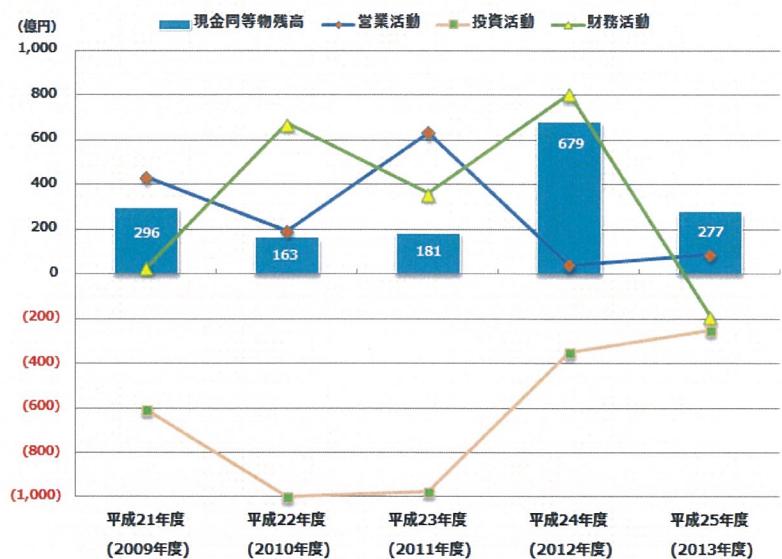
原告らは「準備書面（2）」で証明を求めていたが、被告日本原電が日本原燃

に支払った再処理前払金 400 億円がどの資産科目（債権）に計上（日本原燃の方は負債科目）されているのかいまだに証明がなく、2年前「日本原電の経営支援のために再処理前払金 400 億円を特例として返済する」という支援策が取り沙汰されて、それが返済されたのかどうか有価証券報告書からは伺えない。

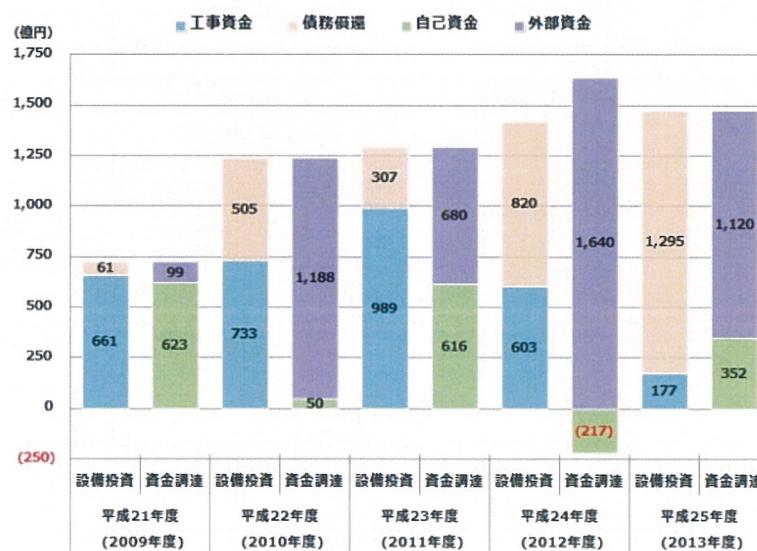
「使用済燃料再処理費用」は六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の開始による 2005 年の経産省令（92 号）により、それまでに発生した再処理費用を 15 年間で営業費用に計上（すなわち電気料金転嫁して）していくことになった。これによって、被告日本原電では毎期 37 億円を再処理費用として計上できることとなった。もし日本原燃への再処理「前払金」（本来資産科目）が「再処理引当金」（負債科目）に入れられていた場合は、すでに 8 年が経過して残高は 187 億円に取り崩されている可能性がある。日本原燃への前払金 400 億円はあくまで「前払金」だった以上、減額ではなくいったん「全額」回収されるべきである。

(9) キャッシュフロー 財務活動で 2013 年 4 月の資金危機乗り切りに集中

最後にキャッシュフローを検討する（グラフは被告日本原電HPより）



【図1】



2013 年度、被告日本原電は、同年 4 月 26 日の債務償還・借り換えのための保証取り付け工作でなんとか経営資金危機を乗り越えることに集中し財務活動の操作で乗り切った。

しかし、それは短期的な目先の弥縫策で、原子力発電 40 年を経て先延ばししていた矛盾が内在する構造的問題の集約点は資金繰りに集中的に顕在化する。

投資活動 C F に見られるように、設備投資も極端に控え（老朽化対策などの改良工事のための設備投資は、2013 年度東海第二原発は 73 億円、敦賀 2 号は 56 億円に抑制）ながら、被告日本原電は平然と「発電所設備の機能維持及び健全性確保を目的として、信頼性向上、経年劣化対策工事を実施するとともに、地震・津波対策やシビアアクシデント対策を推進した」とする。

被告日本原電の経営はすでに慢性的「自転車操業」の最終段階に入った。1,000 億円の借り換えがやっとという状態でどうして東海第二原発の最低安全基準の適合性投資 430 億円とか 780 億円という回収の見込みのない投資リスクを選択できるだろうか。

第3 今後の限られた経営判断と被告日本原電の経営見通し

1. 被告日本原電の今後の経営においての限られた選択肢

ほぼ既定の事実となった敦賀原発2号、1号の廃止措置と、会計制度の改変による経理処理を前提に被告日本原電の経営を展望する。

被告日本原電の経営財務は、それが欠ければ東海第二原発の安全対策がおろそかになりかねず、さらにはひとたび過酷事故が起きたときに周辺住民が満足な賠償も受けられず放置されてしまいかねないという二重の意味で、原告らの人格権にもとづく差止め請求の判断にあたって、中心的に審理されるべき1つの争点である。

同時に、被告国が主張する通り、旧原炉法24条1項3号（改正原炉法第43条の3の6第3号）にもとづいて「申請者の総合的経理能力及び原子炉設置のための資金計画を審査」し、「これを欠いた場合には事業遂行の基礎そのものを失い、ひいては原子力利用の計画的遂行を阻害するおそれがある」点から、被告日本原電の経営財務は、設置変更許可の重要なポイントである。

被告国が言っている通り、「発電と廃炉は一体の事業」であり、途中で会社が経営破綻してはあとに核のゴミが放棄されるだけで、最後まで責任をもった事業遂行はできない。

本来、原告らが訴状で「必要な経理的基礎に欠け、原子炉を運転する資格がない」と主張したことに対して、答弁書で「争う」とした以上、被告日本原電が原告らの主張に反論し、「十分な経理的基礎があること」を主張立証しなければならない。被告は、無関心を装っているように見えて、実際のところは原告らの主張に対し、正面から反論することができないのである。

被告日本原電が、終末期において廃炉まで一貫して企業責任を果たすか、なりゆきに任せて破綻し社会的に負担を転嫁させてしまうかは自身の経営判断による。

限られた経営の選択肢は次の3つしかない。

1. 廃炉決断をしないままずるずる先延ばしにし、経営対策もとらない道
2. 敦賀2号、1号機の廃炉を決定し経営対策も行った上で、東海第二原発を運転して収益見通しがあるかどうかを検討していく道
3. 全ての保有原発を廃炉決断し、国の変更会計制度等を利用して廃炉費用を分散延期し、他方で先行ノウハウを持つ廃炉事業請負専門会社に早期に事業転換して別な事業収益を得てある程度自身の力で廃炉措置を完遂する道

まず、こうした経営判断の前提となる項目について検討する。

2. 被告日本原電の廃炉決断の有無と基本料収入の見通し

- 1) 敦賀2号・1号の廃炉決断もせずに、改訂会計制度にも従わない場合は、供給約款変更認可（東電、関電等の電気料金）において敦賀2号機分の総額経費の基本料原価算入も認められず、申請中の東海第二原発の予定発電量相当（従前の42%）の維持費しか基本料が認められない最悪の場合は、基本料収入は630億円程度となる。
- 2) 敦賀2号・1号機の廃炉措置を明確に決定しさえすれば、変更会計制度によって敦賀2号機の「減価償却費」は料金原価への算入が是認される。売電電力各社からの減額要求はあるだろうが、これによってはじめて廃炉措置資産減価償却分約100億円は原価加算が是認され、さらに「安定維持費」として、全社的な人件費や財務的費用も基本料によって保証される可能性

がある。被告日本原電にとっては、2015年3月期末に敦賀2号・1号の廃炉決定をおこなうことが電力料収入確保の道である。まずは敦賀2号・1号の廃炉申請を行い国的事実上の支援策である改訂会計制度に従うことが現実的な経営判断と考えられる。

- 3) 別な方法は、有識者会議の最終報告を受けて規制委員会が敦賀2号の適合性審査は受け付けないと言ってもなお申請を出し、必要ならば国を訴えて「係争中」ということにして電事連をバックに支援策をとりつけ、売電契約先から基本料金をもらうことも考えられるが、電力各社がそのまま応ずるとは考えられない。
- 4) もちろんこの「基本料収入」の原資は売電各社の電気料金に上乗せ転嫁された国民・電気利用者による負担であることを認識し、国民に十分な説明が行われなければならない。売電各社との契約であって原資など知ったことではないという態度は許されない。
- 5) 国の事実上の支援策に乗る形で廃炉申請を提出して、廃止措置資産償却費ほかの費用が料金転嫁できるようになるまでの過渡期となる2015年度の基本料金の査定がどのようになるかが過渡的「措置」として重要である。残された東海第二原発分に相当する基本料だけとなるのか、廃炉を決定した敦賀分も含めた全社的な人件費やバックエンド費用も基本料に正当化されるかどうかが見ものである。とりあえず2015年度電力料収入は900億円と仮定する。
- 6) 基本的には、東海第二原発を含む全基を廃炉にするすべての費用は主要顧客の電力5社および、出資している株主13社が最後まで責任を持って負うべきである。

7) 国民の批判を浴びてきた電力の独占体制について、国は2013年4月に「電力システムに関する改革方針」を閣議決定し、2014年6月「電気事業法等の一部改正」によって2016年には小売りを全面自由化、2018年～20年を目処に「規制料金」を撤廃し、規制部門の電気料金の総括原価主義は放棄される予定である。必要経費が、東電らの電気料金に上乗せされて、それが基本契約にもとづいて被告日本原電の電力料収入になる構造はいずれ失われ、競争・交渉事となることは必至である。

3. 廃炉にかかる費用の試算

会計制度の変更に伴い、今回の敦賀2号機及び予定される同1号機の廃炉措置が被告日本原電の経営に与える影響を試算する。

(1) 「廃止措置資産」の減価償却費継続と「発電用資産」の一括減損

① 廃炉処理にかかる設備の残存価額は下記の通りである。

【表3】

日本原電の核燃料資産簿価額(2014.3.31現在)										
区分		基本情報				固定資産2014.3残存簿価額内訳と廃止措置資産・発電用資産分配				
		運転開始 年月	運転 年	出力 (万kw)	土地 (億円)	建物 (億円)	機械装置 (億円)	(計) (億円)	(割合) (%)	廃止措置 資産推計 (億円)
原子力 発電設備	東海	1966.7	廃止措置中		1	10	31	41	3%	41
	東海第2	1978.11	36年	1,100	42%	112	120	505	625	550
	敦賀1号機	1970.3	44年	357	14%	15	9	252	261	18%
	敦賀2号機	1987.2	27年	1,160	44%	44	90	469	559	38%
	(計)			2,617	100%	172	229	1,257	1,486	100%
										1,308
										178

② 建物・機械装置の「残存価額」　被告日本原電の「電気事業固定資産」は2014.3月期残高1,742億円である。このうち「原子力発電設備」は1,658億円である。土地172億円を差引いた建物・機械装置の残存簿価額は総額1,486億円となる。

③ 敦賀2号・4号機の建物・機械装置の「残存価額」　このうち、2015年度中に敦賀2号も1号も運転再開を断念して廃止申請を提出し、2016年度より廃炉措置に入ることと仮定すると、「残存簿価額」は、敦賀2号機で559

億円、敦賀 1 号機で 261 億円、計 820 億円である。

- ④ **「廃止措置資産額」** 会計制度改変前は、これを除却損として一括特別損失計上しなければならなかったが、会計制度の改変で、820 億円のうち「廃止措置資産」として減価償却が認められるのは、それぞれ 88% として 492 億円、230 億円、計 722 億円と推計される。これは廃炉となつても従来通り減価償却が継続されることとなる。資産勘定としては「電気事業固定資産」から 722 億円を「除却仮勘定」に振り替える。残り 12% の 98 億円は「発電用資産」として 2017 年 3 月期で一括特別損失計上する。
- ⑤ 「電気事業固定資産」の残高は約 1,600 億円から③の 820 億円を引いた 780 億円となる。これが残された東海第二原発分の電気事業固定資産となる。
- ⑥ **基本料金の原価算入是認額** 722 億円の「廃止措置資産」の減価償却費は、便宜的に耐用年数 15 年定率法で 0.142 を掛けた償却額とすると、年 100 億程度の基本料加算は是認され、これまでの売電先からの基本料金の費用の中にこの費用負担をさせる制度的正当性は得られる。
- ⑦ **除却仮勘定** 他方、巨額な「建設仮勘定」1,611 億円もすでに資産性をもたないことから 2017 年 3 月期の建設仮勘定推定額 1,400 億円を不良資産として「除却資産」に振り替え、④の廃止措置資産とあわせて「除却仮勘定」は 2,400 億円と見込まれる。
- この建設仮勘定に計上されていた建設途中で未使用の不良資産を会計処理上一括除却でなく除却仮勘定に移転して減価償却してゆけるかは現時点では不明である。
- ⑧ 最終的に東海第二原発廃炉の決断をしたときに（40 年問題に直面してその経営判断はその 1 年前 2017 年度中である）東海第二原発分の経理処理を上記と同様におこなう。

⑨ これらが、廃炉による不良資産の改訂会計制度による「廃止措置資産」減価償却費の計上と主要な顧客（東京電力・関西電力・中部電力・北陸電力・東北電力）の基本料への転嫁方法である。電力 9 社および電源開発が出資して設立し、これまで受電してきた電力会社が、自社の原子力発電設備として廃炉後の減価償却費をまかなうのは最低の責任である。

(2) 解体費用

- ① 敦賀 2 号 (1,160 万 kw) の解体費用を最低 800 億円、敦賀 1 号 (357 万 kw) の解体費用 500 億円とする。2 基廃炉費用を計 1,300 億円と見積もる。東海第二原発の解体費用も最低 800 億円と推定される。
- ② 「資産除去債務」残高 1,955 億円の中に引き継がれているはずの「解体積立金」は 1,432 億円。敦賀 2 号、1 号の解体費用は便宜的にはこの引当金の取り崩しでまかなえることになる。
- ③ 東海第二原発分は新たに解体費 50 億円ずつ引当てていって 2018 年に 40 年廃炉としてもそれまでに 200 億円しか積み立てられないが、「安全貯蔵期間」10 年間で 500 億円を加算引当してようやく 700 億円の廃炉引当金が引き当てられる。こうして 2028 年まで積み立てた「解体引当金」を取り崩して解体費用に振り替えてゆくこととなる。
- ④ この毎年の「原子力発電施設解体費」50 億円も費用として基本料に認められることとする。
- ⑤ 「解体費用」の出資者・受電者による負担協定（基本契約）があるならば、それは明らかにされなければならない。

(3) 使用済核燃料の処理にかかる引当金の処理

- ① バックエンド費用の積立によって 2014 年 3 月期末の「使用済燃料処理引当金」残高は、通常の「再処理等引当金」で 1,873 億円、第 2 再処理工場用の「再処理準備引当金」が 111 億円、計 1,984 億円である。
- ② 被告日本原電がこれまでに出した使用済核燃料の累積量と再処理費用の適正価格は不明である。技術的見通しがない再処理を国が早期に断念して「直接処分」とし、NUMO に拠出している「最終処分費用」(おそらく 600 億円近くと推定される) を早期に取り戻して直接処分費用にあてるべきである。
- ③ 新たな再処理工場建設のための「再処理準備引当金」111 億円は取り崩してしまう。
- ④ この問題は、国の政策から「いち抜けた」となるので、敦賀 2 号をめぐって国を訴えるよりむずかしいかもしれないが、被告日本原電にとっては自身がつぶれるよりましと考えるべきである。
- ⑤ 資産の圧縮が先なので試算表では再処理引当金の処分は留保している。

4. 財務的対策

(1) 加工中核燃料の転売

- ① 不要な核燃料は早期に転売する。
- ② 被告日本原電が 2013 年度に大量に転売した核燃料資産価額は、2014 年 3 月末で 1164 億円である。各原発での保有割合は暫定的に出力比で分配した（これまで加工中燃料は装荷中燃料の 5.5 倍～7.5 倍を準備してきている。2013 年度は転売により 5.3 倍に落としている）

日本原電の核燃料資産簿価額(2014.3.31現在)

【表4】

区分		基本情報		核燃料資産		
		出力 (万kw)		核燃料資産 総額 (億円)	装荷中 核燃料資産 (億円)	加工中等 核燃料資産 (億円)
原子力 発電設備	東海					
	東海第2	1,100	42%	490	78	412
	敦賀1号機	357	14%	159	25	134
	敦賀2号機	1,160	44%	516	82	434
	(計)	2,617	100%	1,164	185	979
				使用済核燃料	売却	

- ③ このうち、転売できる加工中等核燃料は敦賀用にとってある約 568 億円である。2016 年度中に転売して 510 億円程度を資金化する（58 億円は売却損）。
- ④ 敦賀 2 基分に相当する「装荷中核燃料」107 億円はもう使えないで 2016 年 3 月期で除却損として一括特別損失とする。
- ⑤ 続けて東海第二原発廃炉を決断すれば、412 億円分の転売、371 億円の資金化、41 億円の売却損とする。

(2) 財務上の政策方針

- ① 会計制度変更で不良資産をいちどに除却しなくてよくなった以上、「廃止措置資産」＝「除却仮勘定」を償却してゆき、対応する「資産除去債務」を減額してゆく。
- ② 現金化できるあらゆる資産を売却して現金化する。（核燃料ほか）
- ③ 日本原燃への支援である 303 億円の株式出資を解除し、被告日本原電への支援として払い戻してもらう。原子力研究開発機構への出資 7 億円も解除する。さらに「雑口投資」を大幅に減額させる（400 億円相当）。短期投資のその他の有価証券 218 億円も圧縮して現金化する。これらの財務的対策で「短期借入」をなくす。
- ④ 問題の日本原燃への再処理前払金 404 億円を払い戻してもらい現金化す

る（不明）。

- ⑤ 廃炉が終了するまでの費用責任を持ってもらい、最終的には電力各社に出資金放棄、精算を要請する。国有化は許されない。

5. 経営の見通し

以上の廃炉費用の見積り（不良資産の処理方法、解体費用）、電力料収入の査定の攻防、使用済核燃料処理費用、財務的な資産整理等についての処理案を網羅したうえで、この章冒頭にあげた3つの経営選択肢での経営見通しを示す。

1) 敦賀廃炉決断をずるずるしないで、経営対策も行わない場合（別紙表5）

被告日本原電が廃炉決断を引き延ばせば、廃止措置資産の基本料への原価算入は認められず、収入が申請中の東海第二原発売電予定分しか認められなかつたという最悪の場合、2015年度より2018年までに900億円超の赤字が発生する。また核燃料も転売せず、財務対策もしない場合、短期借入金は毎年借換せざるを得ない。

2) 廃炉申請して基本料収入を得ながら廃炉措置をする場合（別紙表6）

敦賀2号1号廃炉決定ののち東海第二原発廃炉決断して廃止申請。2016年度に改訂会計制度の下で「経営再建計画」を示し、信頼を得て人件費等も含めて「基本料800億円」を確保する。資産売却をすすめ徹底して資産圧縮する。この方向さえ定まれば廃炉責任を果たせる経営が維持継続できる可能性あり。

6. 東海第二原発運転の経理的可能性はあるか？

以上のこととを前提に、いったい東海第二原発のみ再稼働できるのか、その資金調達はできるのかを検討する。まずはいくらの投資が必要かである。

(1) 東海第二原発新規制基準適合のための工事資金額はどれが本当なのか

被告日本原電は規制委員会への東海第二原発再稼働申請において新規制基準に適合するための「変更の工事に要する資金の額」は約 430 億円、その「調達計画」は自己資金及び借入金より調達するとしているが、その具体的資金調達計画はなんら記されていない。

他方、2013 年 3 月末に周辺自治体に提出した「2013 年度事業計画書」ではベント装置と防潮堤だけで 500 億円をかけると説明している。茨城県への報告書では規制基準に適合させるのに 780 億円を投資すると説明した。

ケーブルの不燃化対策や系統分離の施設対策が加わるのに、規制委員会に対して、適合性審査に適合するための工事費用は 430 億円としているのは何かの意図があるのか、それともただ形式的に再稼働したいという意思を示すだけのものなのか、まずは本当の工事見積書の提出を再々度求める。

あとから「もっと必要だった」とするのかもしれないが、最低でも規制委員会に申請を出している 430 億円は相当の根拠があるはずなので、被告日本原電は内訳くらいは示すことができるはずである。

(2) 東海第二原発を運転しようとする場合の経営の試算（別紙表 7）

被告日本原電が、敦賀の 2 基は捨てて廃炉措置を行い、余分な核燃料の売却や長期投資の回収等の財務的な整理もする最善の策をおこなった上で、2016 年度東海第二原発の再稼働に最低必要な適合性施設 780 億円の投資（建設仮勘定）を行って再稼働させようとしても考えられる。その場合、基本料収入は変わらない以上、その新たな投資の運転維持費、安全対策費損益上の改善も、貸借上の構造も改善されるどころか悪化し、さらに 2 年後には 40 年問題を迎えて

さらなる改修投資が必要となることは必至で、事業の維持継続ならびに廃炉措置は不可能である。

(3) 規制委員会のみならず本訴においても資金計画が証明されなければ、技術基準を満たせると判断されるべきではない

規制委員会は、この東海第二原発の適合性基準を満たす施設設備の「工事資金の額の適正とその資金調達計画」を審査する訳であるが、この法廷においても、第一に、まず安全性を確保する設備・技術能力が過酷な自然災害の中にも耐えうるものであり、こうした設備・技術能力が決して周辺住民の権利を侵害しない程度に十分なものか、第二に被告日本原電にこうした設備・技術能力を備えるための資金があるのか、あるいは調達能力、経営への信用、長期の経営見通しがあるかといった「総合的経理能力」が審理されるべきである。

被告国が、原炉法 24 条 1 項 3 号の経理的基礎は「申請者の総合的経理能力及び資金計画を審査するものである」としたことは真っ当であり、原告らは上記第一と第二の両方を問うており、これらについてまずは被告日本原電が立証しなければならないところ、あらためて原告らが催促しなければならないというのは、その経営能力、経営判断力を疑うものである。

試算した通り、当座の資金調達ができようが、わずか 2 年ほどで 40 年基準に直面し、再びあらたな改修補強工事と資金調達が必要となるのは必至であり、東海第二原発の運転ほど見通しのない運転はない。

東海第二原発は被告日本原電という企業体の一商業用原子炉である。敦賀原発の事実上の廃炉は被告日本原電の経営構造にとって決定的である。このとき、被告日本原電が、一方で敦賀の廃炉作業をすすめながら、他方で 40 年基準を

も前提として東海第二原発に新たな基準適合投資をする場合、企業体全体としての継続性が検証されなければならない。東海第二原発の再稼働どころではないことは明らかである。

すでに 3 年間で 4,200 億円、2016 年度までには 6,000 億円にのぼる国民・電気利用者負担（電気を利用してもいないのに）を強いている以上、経営見通しを率直に表明するのが経営責任者の義務である。

住民に経営維持の負担を強いたその先に、老朽原発を再稼働させて周辺住民の人格権侵害リスクを負わせるなどということは許されるものではない。

茨城県知事ですら「40 年まで数年しかない東海第二原発を数年運転することに利益・公益があるとは思えない」という趣旨の発言をしているが、被告日本原電はこうした率直な疑問に対して何らの積極的主張をしていない。

東京電力ではないが、「経営再建計画」がまずもって住民・国民に示されなければならない。

(4) 経営上の結論・・・原子力発電所を運転する経理的基礎はない

被告日本原電は、たとえ東海第二原発を再稼働させようが、現在でも相当の基本料収入がある中で、原子力発電ではギリギリの経営であって、40 年の原子力発電事業のツケがまわってきてているのであり、破綻の道には変わりない。原子力発電単独モデルとして原発のライフサイクルの中で、被告日本原電は不採算性を自ら明らかにしているといえよう。

「第 4」で試算した通り、そもそも原発の一生におけるトータルコスト上、採算はとれず、経済性のないことが現実の歴史事実として明らかにされようとしているのである。福島第一原発事故は、国民への「災禍」をもって原発のコストリスクを明らかにした。被告日本原電は、経営余力ない中で事故を引き起

こすようなことがないように、早期に東海第二原発の運転をあきらめるべきである。

そして第3の道、廃炉事業請負専門会社に早期に事業転換する道を積極的に検討すべきである。

当の被告日本原電はおそらく経営の見通しがないのをわかっているながら、親会社や株主電力会社の顔色をうかがって経営の自立性を失い、泥沼にはまり込んでいると思われる。断念させられる契機は司法判断である。

以上

(表1)【損益計算書】単位：億円

	【第50期】			【第51期】			【第52期】			【第53期】			【第54期】			【第55期】			【第56期】			【第57期】		
	H18年度 19年3月期	H19年度 20年3月期	H20年度 21年3月期	H21年度 22年3月期	H22年度 23年3月期	H23年度 24年3月期	H24年度 25年3月期	H25年度 26年3月期	H24年度 25年3月期	H23年度 24年3月期	H22年度 23年3月期	H21年度 22年3月期	H20年度 21年3月期	H2009年度 2010年3月期	H2010年度 2011年3月期	H2011年度 2012年3月期	H2012年度 2013年3月期	H2013年度 2014年3月期	前年差	削減比	備考			
日本原電(株) 損益推移	2006年度 2007年3月期	2007年度 2008年3月期	2008年度 2009年3月期	2009年度 2010年3月期	2010年度 2011年3月期	2011年度 2012年3月期	2012年度 2013年3月期	2013年度 2014年3月期	東日本大震災															
(発電量 億キロワット/時) (設備稼働率)	155	137	104	130	161	10	0	0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
売上高	1,556	1,784	1,493	1,445	1,472	1,452	1,519	1,248	△271	-18%														
経常収益	1,568	1,800	1,510	1,462	1,760	1,470	1,545	1,248	△297	-19%														
電力料収入	1,551	1,777	1,474	1,440	1,735	1,443	1,510	1,242	△268	-18%	東電485、関電364、中電325、北陸215、東北120													
その他の収入	16	22	36	21	24	26	35	6	△29	-83%														
経常費用	1,539	1,765	1,467	1,423	1,632	1,394	1,529	1,197	△332	-22%	21.7%の経費削減													
人件費	156	147	167	180	178	172	156	136	△20	-13%	13%の人件費削減													
燃料費	91	68	58	81	106	7	0	0	0	0														
減価償却費	193	179	174	205	274	303	398	304	△94	-24%	修理を抑制													
修繕費	199	186	360	377	322	375	397	115	△282	-71%	人員を削減し外注増													
委託費	79	92	142	116	144	133	99	164	65	66%														
普及開発関係費	4	4	4	4	4	3	2	2	0	0%														
●廃棄物処理費	38	36	72	45	48	55	33	30	△3	-9%														
●特定放射性廃棄物処分費(最終処分費用)NUMOへ	52	50	42	56	48	32	25	30	5	20%														
○ハサワンド費用合計	548	836	207	175	308	85	105	94	△11	-10%														
●使用済燃料再処理等費 → 資金管理	485	667	164	129	129	77	86	37	△49	-57%														
●使用済燃料再処理等準備費→内部留	36	13	12	15	20	5	4	4	0	0%														
■原子力発電施設解体費	28	157	31	31	159	3	15	53	38	253%	解体引当金会計改正													
●損害保険料	5	4	4	4	5	5	5	8	3	60%														
●原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	43	50	85	35	70%	3年間で178億円の負担金													
支払利息	6	3	1	2	8	12	21	22	1	5%														
その他の費用	168	160	236	178	187	169	238	207	△31	-13%														
経常利益	28	35	43	38	127	75	16	72	56	350%	核燃料壳却損													
特別損失									53	53														
税引前純利益	28	35	43	38	13	△32	16	18	2	13%														
法人税等	9	14	16	15	8	103	13	14	1	8%														
当期純利益	19	21	27	23	5	△135	3	4	1	33%														

【表1】

(表2)【貸借対照表】単位：億円

日本原電(株) 貸借対照表		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
		2007年3月期	2008年3月期	2009年3月期	2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期	
資産	固定資産	5,166	5,580	5,879	6,275	7,414	7,960	8,033	7,513 △ 520
	電気事業固定資産	1,457	1,313	1,469	1,678	1,885	1,988	1,994	1,742 △ 252
	建設販勘定	865	1,128	1,139	1,223	1,366	1,712	1,790	1,611 △ 179
	除却勘定					398	405	394	△ 11 東海管2の燃料費用積立額不明。
	核燃料	1,368	1,467	1,514	1,533	1,560	1,720	1,642	1,164 △ 547億円の核燃料充足
	● 使用済燃料再処理等積立金	413	615	681	760	841	850	882	919 △ 37
	長期投資	294	300	275	263	447	467	449	781 △ 332 総口投資342億円増。何か? 再処理前払金付替?
資産	その他の中定資産	769	757	801	818	917	825	871	902 △ 31
流动資産		1,088	906	734	670	657	591	1,126	832 △ 294
	現預金	55	56	61	65	64	61	130	122 △ 8
	売掛金	147	671	165	102	302	112	273	285 △ 12 充電していないが、東電開電らの基本料が分擔後払いのいか
	短期投資	806	40	403	281	179	158	550	215 △ 335 他社CP10億円、投資信託15億円の計335億円を売却
	その他の中動資産	80	139	105	122	112	260	173	210 △ 37
	資産合計	6,244	6,487	6,614	6,845	8,071	8,551	9,159	8,345 △ 814
固定負債		4,246	4,359	4,382	4,412	5,701	5,626	5,522	5,191 △ 331
	社債	50	50	0	100	400	400	400	400 0
	長期借入金	78	22	11	3	358	407	362	317 △ 45 長借の返済期日は2015年46億、16年45億、17年65億、18年45億
	● 使用済燃料再処理等引当金	2,621	2,342	2,320	2,252	2,181	2,069	1,973	1,873 △ 100 再処理引当金100億円取り崩して止端。資償ハラシス
	● 解体引当金→2010～資産除去債務	36	49	61	77	98	103	107	111 △ 4 H25.10に解体引当金を改正「安全貯蔵期間」加えて延長
	その他の中定負債	1,252	1,408	1,412	1,452	2,057	2,071	2,107	1,955 △ 152
流动負債		196	487	575	536	605	574	570	535 △ 35
	1年内期限到来固定負債	28	73	85	64	76	79	367	1,520 △ 487 流動負債の圧縮はこれが要因か
	短期借入金	0	130	0	0	0	65	820	77 △ 290 長期借入権益を短期借入で急増を凌いでいる
	コマーシャルペーパー							1,050	1,050 △ 230 2015年4月24日に1040億円の一括弁済が迫っている。
負債	未払費用	69	54	145	184	126	265	259	210 △ 49 減少しているものの費用の支払い先延ばしばは慢性化している
	関係会社短期債務	48	54	93	156	105	192	160	110 △ 50
	諸前受金	6	6	5	97	42	249	43	0 △ 43
	その他の中動負債	173	105	172	176	261	198	288	73 △ 215 未払金200億→3億、前受金43億→0億へ経営努力
	負債合計	4,510	4,782	4,883	5,090	6,311	6,924	7,559	6,712 △ 817
資本	資本金	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200 0
	利益剰余金	483	505	532	555	561	426	434	5 5
	資本合計	1,684	1,705	1,730	1,755	1,760	1,626	1,629	1,633 4
	負債・資本合計	6,254	6,487	6,614	6,845	8,071	8,551	9,159	8,345 △ 814

【表2】

【表5】

【最悪の場合】 廃炉判断も、経営対策もしないで放置した場合 申請中東海第2維持費のみの基本料の場合		【第57期】 H25年度 26年3月期	【第58期】 H26年度 27年3月期	【第59期】 H27年度 28年3月期	【第60期】 H28年度 29年3月期	【第61期】 H29年度 30年3月期	【第62期】 H30年度 31年3月期	備考
日本原電(株) 損益推移		2013年度 2014年度 2015年度 2016年度 2017年度 2018年度	2014年3月期 2015年3月期 2016年3月期 2017年3月期 2018年3月期 2019年3月期	2014年3月期 2015年3月期 2016年3月期 2017年3月期 2018年3月期 2019年3月期	2014年3月期 2015年3月期 2016年3月期 2017年3月期 2018年3月期 2019年3月期	2014年3月期 2015年3月期 2016年3月期 2017年3月期 2018年3月期 2019年3月期	2014年3月期 2015年3月期 2016年3月期 2017年3月期 2018年3月期 2019年3月期	2014年3月期 2015年3月期 2016年3月期 2017年3月期 2018年3月期 2019年3月期
売上高	1,248	1,205	905	635	635	635	635	635
経常収益	1,248	1,205	905	635	635	635	635	635
電力料収入	1,242	1,200	900	630	630	630	630	630
その他の収入	6	5	5	5	5	5	5	5
経常費用	1,197	1,200	1,083	923	873	874	874	874
人件費	136	120	100	90	90	90	90	90
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0
減価償却費	304	300	300	250	200	200	200	200
修繕費	115	100	100	50	50	50	50	50
委託費	164	150	150	150	150	150	150	150
普及開発関係費	2	0	0	0	0	0	0	0
● 廃棄物処理費	30	30	30	20	20	20	20	20
● 特定放射性廃棄物処分費(最終処分費用)	30	30	30	20	20	20	20	20
○ノックエンド費用合計	94	78	78	63	63	63	63	63
● 使用済燃料再処理等費 → 資金管理センター	37	25	25	10	10	10	10	10
● 使用済燃料再処理等準備費 → 内部留保	4	3	3	3	3	3	3	3
■ 原子力発電施設解体費	53	50	50	50	50	50	50	50
● 損害保険料	8	8	8	8	8	8	8	8
● 原子力損害賠償支援機構一般負担金	85	85	85	85	85	85	85	85
支払利息	22	21	24	24	24	24	25	25
その他の費用	207	200	100	100	100	100	100	100
経常利益	72	5	△ 178	△ 288	△ 238	△ 239	△ 239	△ 239
特別損失	53	0	0	0	0	0	0	0
■ 燃料売却損	53	0	0	0	0	0	0	0
■ 発電用資産、装荷核燃料除却損	18	5	△ 178	△ 288	△ 238	△ 239	△ 239	△ 239
当期純利益	14	2	3 △ 178	△ 288	△ 238	△ 239	△ 239	△ 239
日本原電(株) 貸借対照推移		2013年度 2014年3月期	2014年度 2015年3月期	2015年度 2016年3月期	2016年度 2017年3月期	2017年度 2018年3月期	2018年度 2019年3月期	備考
日本原電(株) 貸借対照推移		2014年3月期 2015年3月期 2016年3月期 2017年3月期 2018年3月期 2019年3月期						
資産	固定資産	7,513	7,534	7,324	7,030	6,750	6,570	
建設仮勘定	1,742	1,800	1,700	1,600	1,500	1,500		改訂会計基準にも従わずそのままの償却
除却仮勘定	1,611	1,600	1,600	1,500	1,400	1,300		不良資産の償却もそのまま続ける
核燃料	394	354	314	300	300	300		核燃料も転売、除却しないで保有する
● 使用済燃料再処理等積立金	1,164	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160		毎年20億積立
長期投資	919	940	970	990	1,010	1,030		
その他の固定資産	781	780	780	780	780	780		
流動資産	902	900	800	700	600	500		
現預金	832	700	620	570	520	520		
その他	122	60	60	60	60	60		
短期投資	285	280	200	150	100	100		
流動資産	215	210	210	210	210	210		
短期投資	210	150	150	150	150	150		
その他の流動資産	535	500	500	500	500	500		
資産合計	8,345	8,234	7,944	7,600	7,270	7,090		
負債	固定負債	5,191	5,054	5,012	4,970	4,908	4,866	
社債	400	400	400	400	400	400		
長期借入金	317	240	195	150	85	40		長借は期日通り償還する
● 使用済燃料再処理等引当金	1,873	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800		とりあえずそのまま
● 使用済燃料再処理等準備引当金	111	114	117	120	123	126		毎年4億円引当
■ 解体引当金→2010~資産除去債務	1,955	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000		
その他	535	500	500	500	500	500		
固定負債	1,520	1,543	1,473	1,459	1,429	1,530		
長期負債	77	45	45	65	45	45		
短期借入金	1,050	1,128	1,058	1,074	1,064	1,165		長期借入償還期日に対応して流動負債へ
コマーシャルペーパー	0	0	0	0	0	0		短期借入は継続せざるを得ない
未払費用	210	200	200	150	150	150		
関係会社短期債務	110	100	100	100	100	100		
諸前受金	0	0	0	0	0	0		
その他の流動負債	73	70	70	70	70	70		
負債合計	6,712	6,597	6,485	6,429	6,337	6,396		
資本	資本金	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200		
利益剰余金	434	437	259	-29	-267	-506		2016年度より累積欠損発生
純資産合計	1,633	1,637	1,459	1,171	933	694		2016年度で元本割れ、2021年には債務超過の見通し
負債・資本合計	8,345	8,234	7,944	7,600	7,270	7,090		

【表6】

全原発廃炉決断で資産圧縮 廃炉課程での費用を基本料で確保 徹底した資産圧縮で負債を減らす		【第57期】 H25年度 26年3月期		【第58期】 H26年度 27年3月期		【第59期】 H27年度 28年3月期		【第60期】 H28年度 29年3月期		【第61期】 H29年度 30年3月期		【第62期】 H30年度 31年3月期			
日本原電(株) 損益推移		2013年度 2014年度 2015年度 2016年度 2017年度 2018年度		2014年度 2015年度 2016年度 2017年度 2018年度		2015年度 2016年度 2017年度 2018年度		2016年度 2017年度 2018年度		2017年度 2018年度		2018年度			
売上高	1,248	1,205	905	805	805	805	805	805	805	805	805	805	805		
経常収益	1,248	1,205	905	805	805	805	805	805	805	805	805	805	805		
電力料収入	1,242	1,200	900	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800		
その他の収入	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
経常費用	1,197	1,060	928	980	748	570	570	570	570	570	570	570	570		
人件費	136	120	100	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90		
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
減価償却費	304	300	300	500	300	300	300	300	300	300	300	300	300		
修繕費	115	100	100	50	30	30	30	30	30	30	30	30	30		
委託費	164	100	100	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80		
普及開発関係費	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
● 廃棄物処理費	30	30	30	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20		
● 特定放射性廃棄物処分費(最終処分費用)	30	30	30	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
○ パックエンド費用合計	94	75	75	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60		
● 使用済燃料再処理等費 →資金管理センター	37	25	25	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
● 使用済燃料再処理等準備費→内部留保	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
■ 原子力発電施設解体費	53	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50		
● 傷害保険料	8	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
● 原子力損害賠償支援機構一般負担金	85	85	85	50	35	35	35	35	35	35	35	35	35		
● 支払利息	22	17	5	13	16	18	18	18	18	18	18	18	18		
その他他の費用	207	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100		
経常利益	72	145	△ 23	△ 175	57	235									
特別損失	53	0	0	156	107	194									
■ 燃料壳却損	53	58	58	41	41	41									
■ 発電用資産、装荷核燃料除却損	98	107	107	153	153	153									
税引前純利益	18	145	△ 23	△ 331	△ 50	41									
法人税等	14	58													
当期純利益	4	87	△ 23	△ 331	△ 50	41	△ 363								
日本原電(株) 貸借対照推移		2013年度 2014年度 2015年度 2016年度 2017年度 2018年度	2014年3月期 2015年3月期 2016年3月期 2017年3月期 2018年3月期 2019年3月期	2014年3月期 2015年3月期 2016年3月期 2017年3月期 2018年3月期 2019年3月期	備考										
固定資産	7,513	7,140	6,430	5,200	4,860	3,813	4,210	210	210	210	210	210	210	210	
電気事業固定資産	1,742	1,650	1,600	780	880	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建設仮勘定	1,611	1,500	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
■ 除却仮勘定(廃止措置資産→償却)	394	350	300	2,400	2,060	2,433	2,433	0	0	0	0	0	0	0	
● 核燃料	1,164	1,160	1,160	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650	
● 使用済燃料再処理等積立金	919	800	700	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	
長期投資	781	780	470	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	
その他の固定資産	902	900	800	700	600	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
流動資産	832	700	590	332	237	240									
現預金	122	60	60	82	37	40									
短期売掛金	285	280	200	150	100	100									
短期投資	215	210	180	50	50	50									
その他流動資産	210	150	150	50	50	50									
資産合計	8,345	7,840	7,020	5,532	5,097	4,053									
固定負債	5,191	4,840	4,720	3,950	3,525	2,560									
社債	400	400	400	0	0	0									
長期借入金	317	240	195	150	85	40									
● 使用済燃料再処理等引当金	1,873	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800									
● 使用済燃料再処理等準備引当金	111	100	100	100	100	100									
● 解体引当金→2010~資産除去債務	1,955	2,000	2,000	1,700	1,340	420									
その他の固定負債	535	300	225	200	200	200									
流动負債	1,520	1,279	602	215	255	135									
1年以内期限到来固定負債	77	45	45	65	45	45									
コマーシャル・ペーパー	1,050	964	287	0	100	0									
未払費用	210	100	100	50	30	20									
関係会社短期債務	110	0	0	0	0	0									
諸前受金	73	70	70	50	30	20									
その他の流動負債															
負債合計	6,712	6,119	5,322	4,165	3,780	2,695									
資本金	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200									
利益剰余金	434	521	498	16											

[表7]

敦賀発炉判断だけ明確にし発炉申請 新たな会計処理制度にて経理処理 東海だけ運転しようとした場合		【第57期】 H25年度 26年3月期		【第58期】 H26年度 27年3月期		【第60期】 H27年度 28年3月期		【第61期】 H28年度 29年3月期		【第62期】 H29年度 30年3月期	
日本原電(株) 損益推移		2013年度 2014年度 2015年度 2016年度 2017年度 2018年度		2014年度 2015年度 2016年度 2017年度 2018年度		2015年度 2016年度 2017年度 2018年度		2016年度 2017年度 2018年度		2017年度 2018年度	
売上高		1,248	1,205	905	805	805	805	805	805	805	敦賀発炉判断を明確にした場合
経常収益		1,248	1,205	905	805	805	805	805	805	805	東海を再稼働させても基本料金は大きく変わらない
電力料収入		1,242	1,200	900	800	800	800	800	800	800	
その他収入		6	5	5	5	5	5	5	5	5	
経常費用		1,197	1,060	928	985	753	1,175				
人件費		136	120	100	90	90	90	90	90	90	廃炉作業続き人件費削減はこれが限度
燃料費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
減価償却費		304	300	300	500	300	300	300	300	300	廃止措置資産(除却仮勘定)の償却 東海分増
修繕費		115	100	100	50	30	30	30	30	30	
委託費		164	100	100	80	80	80	80	80	80	
普及開発関係費		2	0	0	0	0	0	0	0	0	
● 廃棄物処理費		30	30	30	20	20	20	20	20	20	
● 特定放射性廃棄物処分費(最終処分費用)		30	30	30	20	20	20	20	20	20	
○ パックエンド費用合計		94	75	75	60	60	60	60	60	60	
● 使用済燃料再処理等費 → 資金管理センター		37	25	25	10	10	10	10	10	10	
■ 原子力発電施設解体費		53	50	50	50	50	50	50	50	50	第2廃理工場準備は積立停止 解体引当金として費用化
● 損害保険料		8	3	3	2	2	2	2	2	2	稼働していないので低くなる
● 原子力損害賠償支援機構一般負担金		85	85	85	50	35	35	35	35	35	廃炉に伴い減額
支払利息		22	17	5	13	16	16	18	18	18	長短借入額に対応
その他の費用		207	200	100	100	100	100	100	100	100	
経常利益		72	145	△ 23	△ 180	52	△ 370	0	0	0	
特別損失		53	0	0	138	107	0	0	0	0	
■ 燃料壳却損		53	40	98	107						余分な加工中核燃料転売の壳却損
■ 発電用資産、荷役核燃料除却損		18	145	△ 23	△ 318	△ 55	△ 370				敷賀分発電用設備98および荷役核燃料107除却損
税引前純利益		14	58	△ 23	△ 318	△ 55	△ 370				
当期純利益		4	87	△ 23	△ 318	△ 55	△ 370				2018東海を稼働させたとん赤字幅増

日本原電(株) 貸借対照表		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
		2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
資産	固定資産	7,513	7,140	6,430	5,980	5,725	6,160
	電気事業固定資産	1,742	1,650	1,600	780	1,660	1,500
	建設仮勘定	1,611	1,500	1,400	300	0	1,000
	■除却仮勘定	394	350	300	2,400	2,145	1,840
	核燃料	1,164	1,160	1,160	650	650	650
	● 使用済燃料再処理等積立金	919	800	700	600	600	600
	長期投資	781	780	470	70	70	70
	その他の固定資産	902	900	800	700	600	500
資産	流動資産	832	700	590	570	520	520
	現預金	122	60	60	60	60	60
	完掛金	285	280	200	150	100	100
	短期投資	215	210	180	210	210	210
	その他の流動資産	210	150	150	150	150	150
	資産合計	8,345	7,840	7,020	6,550	6,245	6,680
負債	固定負債	5,191	4,840	4,720	4,350	3,925	2,960
	社債	400	400	400	400	400	400
	長期借入金	317	240	195	150	85	40
	● 使用済燃料再処理等引当金	1,873	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	● 使用済燃料再処理等準備引当金	111	100	100	100	100	100
	■解体引当金→2010~資産除去債務	1,955	2,000	2,000	1,700	1,340	420
	その他の固定負債	535	300	225	200	200	200
	流動負債	1,520	1,279	602	820	995	2,765
	1年以内期限到来固定負債	77	45	45	65	45	45
	短期借入金	1,050	964	287	485	680	2,450
	コマーシャル・ペーパー	0	0	0	0	0	0
負債	未払費用	210	100	100	100	100	100
	関係会社短期債務	110	100	100	100	100	100
	諸前受金	0	0	0	0	0	0
	その他の流動負債	73	70	70	70	70	70
	負債合計	6,712	6,119	5,322	5,170	4,920	5,725
資本	資本金	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	利益剰余金	434	521	498	180	125	-245
	純資産合計	1,633	1,721	1,698	1,380	1,325	955
	負債・資本合計	8,345	7,840	7,020	6,550	6,245	6,680